

大崎町くいの松原キャンプ場

指定管理者募集要項

令和 7 年 10 月

大崎町 商工観光課

大崎町くのに松原キャンプ場指定管理者募集要項

大崎町では公の施設である「大崎町くのに松原キャンプ場」の管理業務については、平成18年4月より指定管理者制度を導入しており、現在の委託期間が令和7年3月31日までとなっていることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、大崎町くのに松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成17年大崎町条例第22号）第6条及び大崎町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年大崎町条例第21号）第3条に基づき、大崎町くのに松原キャンプ場の指定管理者（管理運営団体）を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 大崎町くのに松原キャンプ場
 (2) 所 在 地 鹿児島県曾於郡大崎町益丸226番地1内指定地域
 (3) 設置目的 町民の健康及び福祉の増進と観光の利用に供するために設置
 (4) 使用期間 1月1日～12月31日（通年型）
 (5) 施設内容

- ① 敷地面積 47,980 m²
 ② 主要施設の内容

施 設 名	設置数	収容人員	施設概要
バンガロー（大）：松露	2棟	8人	ユニットバス・流し台・クーラー・ストーブ・食器
バンガロー（中）：海亀	4棟	6人	ユニットバス・流し台・クーラー・ストーブ・食器
バンガロー（小）	4棟	4人	セミダブルベッド・ソファベッド・エアコン他
炊事棟	3棟	—	流し台・かまど
シャワー棟	1棟	—	シャワー設備
管理棟	1棟	—	研修室・シャワー・トイレ 事務所・倉庫
オートキャンプサイト	20サイト	—	電源・テーブルベンチ
フリーテントサイト	30サイト	—	駐車スペース（1台分）

※建物一覧及び敷地図等は別紙を参照すること。

（６）現在の管理運営体制

現在の管理受託団体・・・アウトドアネットワーク株式会社

（７）施設利用実績（令和３年度～令和６年度実績）

別紙参考資料１のとおり

２ 管理運営の基本方針

- （１） 町民の健康及び福祉の増進と観光の利用に供するための施設として管理運営を行うこと。
- （２） 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- （３） 施設整備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- （４） 管理運営費の削減に努め、効率的な運営を行うこと。
- （５） 業務に関して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、指定の議決の後、協議のうえ協定で定めます。

３ 指定管理者の業務等

- （１） くにの松原キャンプ場の使用の許可に関する業務
- （２） くにの松原キャンプ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- （３） くにの松原キャンプ場の施設等の維持及び修繕に関する業務
- （４） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がキャンプ場の管理上必要と認める業務

※ 業務内容の詳細については、別冊「指定管理者業務仕様書」をご覧ください。

４ 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日までとします。(5年間)

ただし、指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。また、指定期間が短縮される可能性がありますので、予めご了承ください。

５ 利用料金

（１）利用料金制

利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、「利用料金制」を採用しますので、指定管理者の収入として収受できます。

（２）利用料金の設定

利用料金については、大崎町くにの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の規定による金額の範囲内とし、あらかじめ町と協議し定めた額となります。

（３）利用料金の減免

利用料金の減免措置については、原則として条例のとおりとします。

６ 管理に要する経費

くにの松原キャンプ場の管理に要する経費は、利用料収入、事業収入及び町から支払う委託料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に町が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、別紙第1号様式「大崎町くにの松原キャンプ場に関する管理運営事業計画書」

及び同第2号様式「大崎町くいの松原キャンプ場の管理に関する業務の収支予算書」により応募団体から各年度の委託額の提案を求めます。

○ 基準価格 15,250 千円(消費税及び地方消費税を含む)

(令和8年度から令和12年度:各 3,050 千円)

※ 基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。

7 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 町内に主たる事務所を有すること。ただし、町外の場合は、指定管理期間開始から1年以内に設置すること。
- ③ 大崎町からの指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 町税、都道府県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑥ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑦ アウトドア活動に対し専門的スタッフを有していること。

※ ⑦の詳細については、別冊「指定管理者業務仕様書」の3(1)ウをご覧ください。

複数の法人等でグループを構成して申請する場合の留意事項

- ① 代表団体を選出し、町との連絡については代表団体が行うこと。
- ② 申請書の記名押印等については、応募者全員が行うこと。
- ③ 12 提出書類の(3)から(9)までについては、応募者それぞれについて提出すること。
- ④ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独での申請を行うことはできません。

また、代表団体は7 応募資格の①から⑦までのすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は②を除く全ての要件を満たすことが必要です。

8 募集要項の配布

- ① 期間及び配布時間

令和7年10月1日(水)から10月31日(金)までの日(土・日曜日、祝日を除く)
の午前9時から午後5時まで

- ② 配布場所

大崎町役場 商工観光課 広報観光係、町ホームページ

9 現地説明会について

現地説明は随時行います。希望する場合は、10月23日（木）午後5時までに法人等の名称及び参加する方の氏名を11（1）に連絡してください。

10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和7年10月28日（火）～令和7年10月29日（水）までの日
- ② 受付方法 質問書（別紙第4号様式）に記入のうえ、持参又はFAX若しくは電子メールで提出してください。（電話での質問は受け付けません。）
- ③ 質問回答 令和7年10月29日（水）～令和7年10月30日（木）
- ④ 回答方法 回答については、各質問者にFAX又は電子メールにていたします。

11 申請書提出先及び提出期間

- （1）提出先 〒899-7305 鹿児島県曽於郡大崎町仮宿 1029 番地
大崎町役場 商工観光課 広報観光係
電話 099-476-1111（内線 231）
- （2）提出期限 令和7年11月7日（金）まで
 - ※ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）
 - ※ 郵送の場合、書留郵便により締め切り日の午後5時までに必着のこと。
 - ※ 電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けられません。
- （3）提出書類 指定申請書及び事業計画書等必要書類を正本1部、副本7部を提出してください。
なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A列4とし、ファイル等に綴じて提出してください。

12 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を町に提出していただきます。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- （1）指定管理者指定申請書（大崎町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成17年大崎町規則第20号）別記様式）
- （2）大崎町くいの松原キャンプ場に関する管理運営事業計画書（別紙第1号様式）及び大崎町くいの松原キャンプ場の管理に関する業務の収支予算書（別紙第2号様式）
- （3）定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- （4）法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- （5）申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- （6）申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- （7）労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- （8）納税証明書（課税対象となっていない法人、団体を除く。）

- イ 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- ロ 大崎町の町税及び県税（同町税が課税されていない者で町外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税及び都道府県税）について未納がないことの証明書

（９）申立書（別紙第３号様式）

（１０）その他町長が必要と認める書類

13 選定方法

（１） 大崎町指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者として選定します。

① 住民の平等な利用の確保（10）

ア 町民の平等な利用が図られる内容となっているか。

② 施設の効用の最大限の発揮（20）

ア 施設の設置目的や効用、管理すべき施設に関し、十分理解しているか。

イ 事業計画が施設等の利用促進につながるものであり、実現可能であるか。

ウ 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。

エ 環境に配慮した管理運営となっているか。

③ 経費の縮減（30）

ア 施設等の維持管理の手法が具体的かつ実現可能で、健全な運営につながるものか。

④ 管理を安定して行う人的・財政的基礎（30）

ア 施設の管理や事業の実施に必要な人員が確保されているか。

イ 類似施設の管理実績や必要とされる専門的知識、技術、資格等を有しているか。

⑤ その他（10）

ア 災害その他緊急時の危機管理体制は確立されているか。

イ 個人情報保護対策は万全か。

ウ 新規、魅力的なイベント・企画等の提案がなされているか。

※（ ）内は配点

14 申請に要する費用

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

15 無効又は失格

本要項に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- ① 申請者が、上記７応募資格の要件を満たしていなかったとき。
- ② 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

16 選定委員会

令和7年11月下旬までに実施します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションを予定しています。

時間、場所については後日連絡します。

17 選定結果の公表

選定結果については、各申請者に文書で通知します。

18 指定管理者の決定について

- ① 指定管理者は、大崎町議会の議決（令和7年12月定例会を予定）を経て指定されます。
- ② 議決後に町と指定管理者との間で協定を締結します。

19 事務引継業務

協定発行までの期間においては、必要書類作成、各種印刷物作成業務や事務引継ぎ及び各業務の取得を行っていただきます。ただし、取得期間の費用は指定管理者負担です。

20 業務の委託等

指定管理者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

21 その他

- ① 提出書類は、お返しできません。
- ② 提出された書類は、必要に応じて複写します。（使用は町庁内及び選定委員会での検討に限ります。）
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求があったときは、非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。
- ④ くのにの松原キャンプ場の設置目的に沿った管理運営を行うため、町が開催するイベント・会議等の参加に協力することとします。

22 留意事項

- ① 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が7応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理の指定を行わないことがあります。

- ② 指定管理者の指定後に、指定管理者が7応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

23 添付書類・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 大崎町くいの松原キャンプ場管理運営事業計画書（別記第1号様式）
- (3) 大崎町くいの松原キャンプ場管理運営業務の収支予算書（別記第2号様式）
- (4) 申立書（別記第3号様式）
- (5) 質問書（別記第4号様式）

別紙 参考資料1 [募集要項1(7)関係]

施設利用実績(令和2年度～令和6年度)

(単位:人)

年度		R2	R3	R4
人数合計		5,980	8,655	8,461
バンガロー	大(8人用)	688	936	878
	中(6人用)	1,213	1,504	1,437
	小(4人用)		536	1,020
オートキャンプサイト		1,550	1,984	1,789
フリーテントサイト		1,792	2,123	1,851
その他		737	1,572	1,486
	オートキャンプサイト一時	159	344	351
	フリーテントサイト一時	306	760	748
	ツーリング	272	468	387

年度		R6	R5	前年比
人数合計		6,627	7,949	16.6%減
バンガロー	大(8人用)	892	949	6.0%減
	中(6人用)	1,116	1,319	15.4%減
	小(4人用)	1,381	1,183	16.7%増
オートキャンプサイト		993	1,518	34.6%減
フリーテントサイト		1,111	1,536	27.7%減
その他		1,134	1,444	21.5%減
	オートキャンプサイト一時	258	293	11.9%減
	フリーテントサイト一時	559	745	25.0%減
	ツーリング	317	406	21.9%減